

# 省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成20年度税制改正において、固定資産税に係る省エネ改修工事促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、当該住宅（家屋）に係る固定資産税が減額されます。

## 1 減額の対象となる住宅の要件

- ① 平成26年4月1日以前から建てられている住宅であること（賃貸住宅除く）
- ② 平成26年4月1日から令和13年3月31日までの間に、費用が一戸当たり60万円超の省エネ改修工事が行われたものであること（ただし、増築・改築等に要した費用は含まないこと、省エネ改修部分の工事費用から国、地方公共団体からの補助金等を控除した後の費用とする）
- ③ 対象となる改修工事（改修後の面積が40㎡以上240㎡以下であること）
  - (1)窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）  
窓の改修工事と併せて行なう
  - (2)床の断熱改修工事
  - (3)天井の断熱改修工事
  - (4)壁の断熱改修工事

## 2 減額される期間と範囲

- ① 省エネ改修工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。
- ② 1戸当たり120㎡相当分までの税額の3分の1分が減額されます。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120㎡以下のもの	税額の3分の1
1戸当たりの床面積が120㎡以上のもの	120㎡分の税額の3分の1

※都市計画税は減額されません。

## 3 申請方法

「省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに改修完了後3ヶ月以内に柴田町役場税務課固定資産税班までご提出ください。

### ※必要書類

- ① 増改築等工事証明書（建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行したもの）
- ② 工事領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの）

問合せ先 柴田町役場税務課固定資産税班

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号 電話 0224-55-2116（内線156）